静岡県職員の給与の概要

平成 27 年 10 月 静岡県人事委員会

目 次

		頁
1	人事委員会給与勧告対象職員の適用給料表別人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	主な適用給料表別、平均年齢、平均給料額及び平均給与月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	行政職給料表適用職員の性別人員構成比の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	行政職給料表適用職員の学歴別人員構成比の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	行政職給料表適用職員の年代別人員構成比の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	行政職給料表適用職員の級別人員構成比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	行政職給料表適用職員、全職員の給与種目別平均給与月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8	諸手当の概要(現行)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

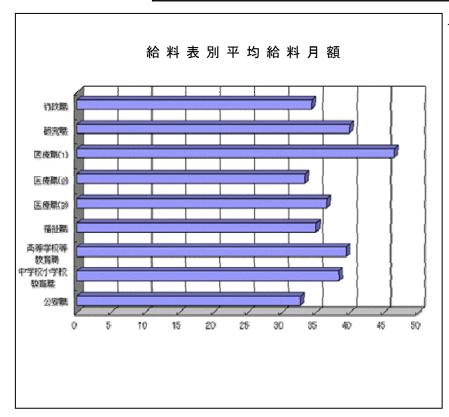
1 人事委員会給与勧告対象職員の適用給料表別人員

平成27年4月1日現在の給与勧告対象職員は35,685人(26年:35,630人)で、平均年齢は42.6歳(26年:42.7歳)となっています。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、6,612人(26年:6,574人)で全体の18.5%(26年:18.5%)を占めています。また、教育職給料表適用職員は61.7%(26年:61.6%)と全体の半数以上を占めています。(なお、この人数は、再任用職員、育児休業中の職員、公益的法人等への派遣職員等を除いたものです。)



給料表\区分	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	6, 612	42. 5
研究職給料表	研究員	350	42. 7
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	27	43. 5
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士	333	39. 4
医療職給料表(3)	保健師、看護師	111	43. 8
福祉職給料表	児童指導員、心理判 定員	100	37. 0
高等学校等	高校、特別支援学校	6, 458	44. 0
教育職給料表	の教員	0, 400	44. 0
中学校小学校	中学校、小学校の教	15, 561	44. 0
教育職給料表	員	13, 301	44.0
公安職給料表	警察官	6, 127	38. 1
任期付研究員給料表	任期のある研究員	6	41.0
計		35, 685	42. 6

2 主な適用給料表別、平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額



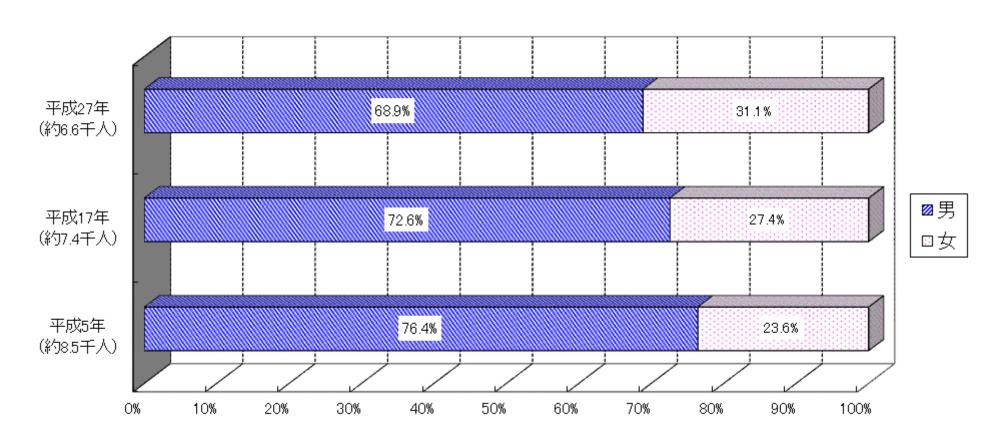
		<u></u>	_	
給料表	平均年齢	平均給料月額	指数 (行政 100)	平均給与月額
行政職	42.5歳	343, 591 円	100. 0	445, 229 円
研究職	42.7歳	399, 065 円	116. 1	481, 598 円
医療職(1)	43.5歳	463, 837 円	135. 0	855, 450 円
医療職(2)	39.4歳	333, 227 円	97. 0	401, 410 円
医療職(3)	43.8歳	365, 320 円	106. 3	448, 562 円
福祉職	37.0歳	349, 892 円	101.8	463, 643 円
高等学校等教育職	44.0歳	394, 467 円	114. 8	455, 984 円
中学校小学校教育職	44.0歳	382, 925 円	111. 4	431, 597 円
公安職	38.1歳	326, 541 円	95. 0	446, 394 円

(注)

- 1 「平均給料月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
- 2 「平均給与月額」は、給料及び諸手当(実績支給である時間外勤務手当等も 含む)の合計額である。
- 3 「指数」は、行政職給料表の平均給料月額を100とした場合の指数である。

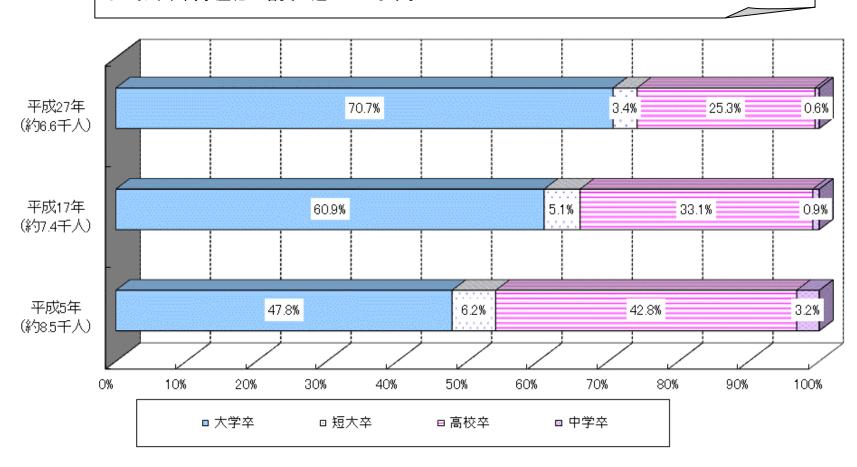
3 行政職給料表適用職員の性別人員構成比の推移

行政職給料表適用職員の性別人員構成比は、男性が 68.9%、女性が 31.1%となっています。また、徐々に女性の割合が増加しています。



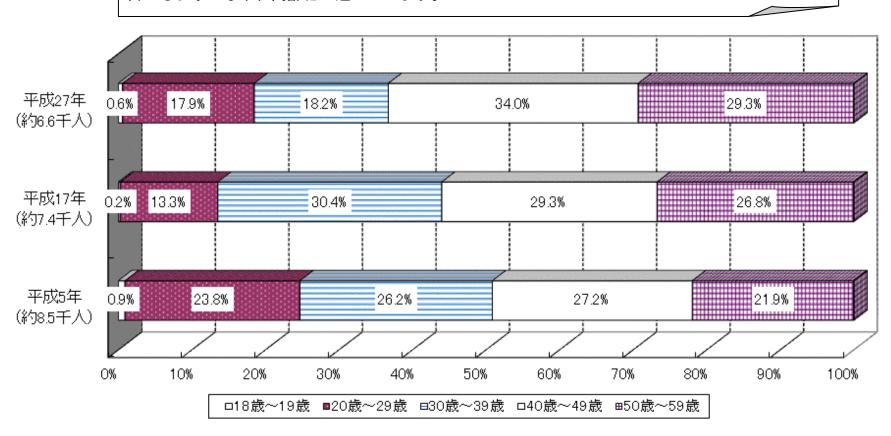
4 行政職給料表適用職員の学歴別人員構成比の推移

行政職給料表適用職員の学歴別人員構成比は、大学卒が70.7%で最も高く、短大卒が3.4%、高校卒が25.3%となっています。大学卒の割合の増加に対し、短大卒、高校卒、中学卒の割合が減少しており、高学歴化が着実に進んでいます。



5 行政職給料表適用職員の年代別人員構成比の推移

行政職給料表の年代別人員構成比は、40 代が 34.0%で最も多く、続いて 50 代 29.3%、30 代 18.2% となっています。30 代の割合が減少しているのに対し、40 代及び 50 代の割合が増加して約6割を占めるようになり、高齢化が進んでいます。

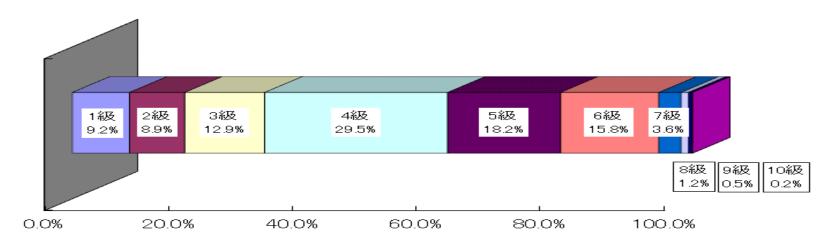


6 行政職給料表適用職員の級別人員構成比

行政職給料表の級別の構成比は、4級が29.5%(1,947人)で最も高く、続いて5級が18.2%(1,204人)、6級が15.8%(1,047人)、3級が12.9%(852人)となっています。

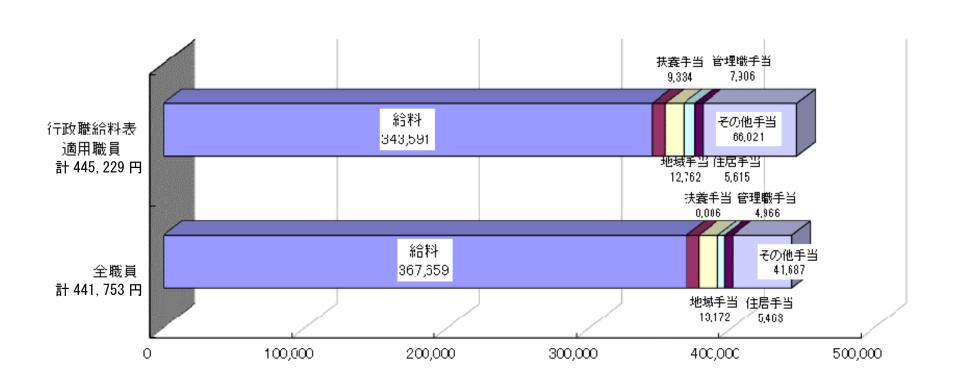
機関等	務の級	1級	2 級	3 級	4級	5 級	6 級	7級	8級	9級	10 級	計
	本庁	主事	主事	主任	副班長	班長	参事	課長	局長	部長	困難	
主な	本川	工事	工 す 	土江	主査	主幹	課長代理	林文	问 文	女仰	部長	
役職段階	出先機関	主事	主事	主任	副班長	班長	次長	所長	所長	局長		
	山尤俄民 土	工 尹 工 尹	工争	土争 土江	主査	主幹	課長	门文	门文	问文	_	
職員数(人)		610	590	852	1, 947	1, 204	1, 047	237	80	35	10	6, 612

行政職給料表の級別人員構成比



7 行政職給料表適用職員、全職員の給与種目別平均給与月額

公民比較の対象となる行政職給料表適用職員の平均給与額は、445,229 円で、全職員の平均給与額は、441,753 円となっています。また、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当の小計(平均)については、行政職給料表適用職員では379,208 円(平成26 年比 0.1%増)、全職員では400,066 円(平成26 年比 0.2%増)となっています。



8 諸手当の概要(現行)

手当名	内容・支給額						
(生活補」	(生活補助給的手当)						
扶養	〇扶養親族のある職員						
手当	配偶者 13,000 円、配偶者以外 各 6,500 円						
	子(16 歳年度初め~22 歳年度末) 加算 5,000円						
住居	〇借家・借間に居住する職員						
手当	月額 12,000 円超の家賃を支払っている職員						
	最高 30, 000 円						
	○単身赴任手当受給職員で、配偶者が留守宅に居住して						
	月額 12,000 円超の家賃を支払っている職員						
	最高 15, 000 円						
通勤	〇通勤距離が片道 2 km 以上である職員						
手当	最高 1か月あたり 75,000円						
	・交通機関等の利用者 6ヶ月定期券等の価格						
	・自動車等の交通用具使用者						
	距離別基準額(2,000円~5,800円)+加算額						
	(加算額=3kmを超える1kmにつき175円~570円)						
	〇勤務する公署とその最寄り駅との間の通勤が不便であ						
	るため駐車場を利用する職員						
	駐車料金の1/2 最高3,000円						
	〇自宅とその最寄り駅との間の通勤が不便であるため駐						
	車場を利用する職員						
	駐車料金の1/2 最高3,000円						

手当名	内容・支給額
単身	O異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶
赴任	者と別居して単身で生活する職員
手当	配偶者宅との交通距離に応じ、23,000円~68,000円
(地域給的	· 约手当)
地域	〇主に民間賃金の高い地域に勤務する職員
手当	本県の勤務実態等を考慮し、県内 3.4%
	(給料+管理職手当+扶養手当)の月額×支給割合
特地	〇生活の著しく不便な地に所在する公署(特地公署)
勤務	に勤務する職員
手当等	{特地公署に異動した日の(給料+扶養手当)×1/2
	+現に受ける(給料+扶養手当)×1/2}×支給割合
	支給割合 2級地8%、1級地4%
へき地	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
手当等	れない山間地その他の地域に所在する小中学校、共
	同調理場に勤務する職員
	(給料+扶養手当)×支給割合
	支給割合 2級地12%、1級地8%
寒冷地	〇寒冷地に勤務し、かつ居住する職員
手当	年額 36,800円~89,000円

手当名	内容・支給額					
(職務の特殊性に基づく手当)						
管理職手	〇管理又は監督の地位にある職員					
当	(例) 部長(10級) 1種 139,300円					
	局長(8級) 2種 108,100円					
	課長、出先機関の長(7級) 3種 88,500円					
	出先機関の次長(6級) 4種 66,500円 等					
管理職員	○管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必					
特別勤務	要により、週休日又は休日等に勤務した場合					
手当	管理職手当の区分等に応じて、勤務1回につき					
	3, 000 円~12, 000 円					
	○管理又は監督の地位にある職員が、災害への対処等の					
	臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜(午前0					
	時から午後5時までの間)に勤務した場合					
	管理職手当の区分等に応じて、勤務1回につき					
	1,500 円~6,000 円					
特殊勤務	○著しく危険、不快、困難等著しく特殊な勤務に従事す					
手当	る職員 税務手当、有害薬品等取扱手当等					
(時間外勤務等特別の勤務に対して支給する手当)						
時間外勤	〇正規の勤務時間を超えて勤務した職員					
務手当	勤務1時間当たりの給与額×支給割合×超過勤務時間数					
	<支給割合>					
	・正規の勤務時間が割り振られた日の勤務 125/100					
	・その他の日における勤務 135/100					
	(時間外勤務が22時~翌朝5時までの間に行われた場合の					
	支給割合は、それぞれの支給割合に 25/100 を加えた割合)					

手当名		内容・支給額			
休日勤務					
11 1 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	〇祝日法による祝日等に勤務した職員				
手当		Jの給与額×135/1			
夜間勤務	〇正規の勤務時間と	として深夜に勤務し	ンた職員 -		
手当	勤務 1 時間当たり	Jの給与額×25/10 	0×深夜勤務時間数		
宿日直手	〇宿日直を行った耶	哉員			
当	勤務1回につき4	4, 200 円~7, 200 円			
(賞与等に	に相当する手当)				
期末手当	民間における賞与の	のうち定率支給分に	相当する手当		
	〇6月1日及び12	月1日に在職する	職員		
	(給料+扶養手≦	当+地域手当)			
	×期別支給害	副合×在職期間別害	合		
	〈期別支給割合〉				
	基準日 一般職員 特定幹部職員				
	6月1日 122. 5/100 102. 5/100				
	12月1日				
#4.24 エル	* 役職等に応じて加算措置あり				
勤勉手当 	民間における賞与のうち考課査定分に相当する手当				
	○6月1日及び12月1日に在職する職員				
	(給料+地域手当)×期間率×成績率				
	* 役職等に応じて加算措置あり				
(その他)					
初任給調	○医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、				
整手当			:認められる職に採		
			いらの年数に応じ額		
	を逓減して支給)	2,500 円~412,	200 円		